市民の声

(平成30年度広聴年報)

目 次

		^	°-	-3	ブ	
1	広聴事業の概要					
	(1)事業内容					1
	(2) 広聴機構の沿革					2
	(3)体制	•	•	•		3
2	市民の声					
	(1)広報広聴課受付分					
	①陳情・要望等文書	•	•	•		4
	②電話・Eメール等	•	•	•		9
	(2)担当課受付分(文書要望等)※区役所を除く	•	•	•	1	3
	(3)区役所受付分(文書要望)	•	•	•	1	6
3	市長と大盛トーク					
	(1)目的・方法	•	•	•	1	7
	(2)開催実績	•	•	•	1	7
	(3)平成30年度開催概要	•	•	•	1	7
4	パブリックコメント					
	(1)実施件数	•	•	•	1	9
	(2) 平成30年度実施状況	•	•	•	1	9
5	区民相談					
	(1)相談件数	•	•	•	2	1
	(2) 平成30年度区役所別相談件数	•	•	•	2	1
6	法律相談	•		•	2	2

参考資料

- 岡山市広聴主任者設置規則
- ・岡山市パブリックコメント手続実施要綱

1 広聴事業の概要

(1) 事業内容

本市では、市民の声(市民の意見や提案等)を市政運営に生かしていくため、次のような広聴業務と相談業務を実施している。

広聴業務

———個別広聴:市民の声 (文書、電話、電子メール、面談、FAX等)

(政策局政策部政策企画課統計調査室担当)

-アンケート:各課で実施

相談業務

———区民相談 ———法律相談

<広 聴 業 務>

◎市民の声

- ・広報広聴課で受けた要望・意見等
- ・担当課で直接受けた要望・意見等

◎市長と大盛トーク

市民と市長が膝を交えて語り合いながら、地域づくりなどについて意見交換を行う。

◎パブリックコメント

市民参加の代表的な手続で、行政機関が一定の政策などを策定しようとするときに、政策などの趣旨、目的、内容など広く市民に公表し、これに対する市民からの意見の提出を受け、市民から提出された意見とこれに対する行政機関の考え方を公表するもの。

広く市民などの市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として実施している。

<相談業務>

◎区民相談

市政全般にわたる行政相談や市民の日常生活における困りごとに関する相談を受け、問題の早期解決を図るための教示・助言、あるいは担当課の紹介などを行っている。

各区役所の相談員が、電話相談や窓口相談に対応する。

◎法律相談

市民の日常生活における法律問題や民間の争いなどの相談について、岡山 弁護士会派遣の弁護士が、専門的立場からその解決のための助言を行う。対 象は、岡山市に在住の方で、予約が必要である。

※詳しい実施概要などについては「6 法律相談」(22ページ)に記載

(2) 広聴機構の沿革

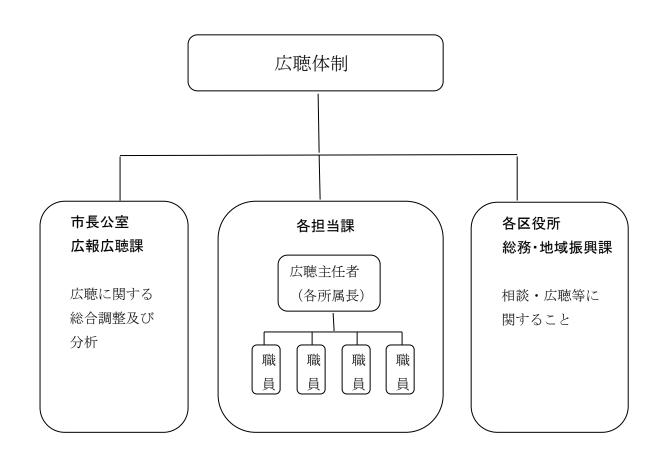
昭和34年12月28日 総務部市民課市民相談係 昭和38年 8月 5日 総務部秘書課広聴係 昭和40年 9月15日 秘書課広聴係 昭和41年 5月 1日 市長公室秘書課広聴係 昭和42年 7月15日 市民室市民相談課 昭和44年 7月15日 市長公室市民相談課 昭和60年 4月 1日 市長公室自治振興課 平成 4年 4月 1日 市長公室広報広聴課広聴係 平成 9年 4月 1日 市長公室秘書広報課広聴係 平成13年 4月 1日 市民局市民協働部協働のまちづくり課市民の声室 平成 18年 4月 1日 市民局市民みんなの相談室 平成21年 4月 1日 安全・安心ネットワーク推進室 平成27年 4月 1日 市長公室広報広聴課

※平成21年4月1日 政令市移行に伴い、各区役所総務・地域振興課に区 民相談窓口を設置。

(3) 体制

広聴業務を日常的に行うのは一人ひとりの職員であり、広聴担当部署だけではなく、それぞれが担当する業務の中で職員一人ひとりが市民の声を真摯に聴き、市政に反映していくものであるという意識を持つことが重要である。

各所属には、市民の要望、意見、苦情、相談等に速やかに対応し、市民サービスの向上を図るとともに、市民のニーズを把握して本市の施策及び本市における業務改善に反映させるため、広聴主任者(各所属長)を置くこととしている(「岡山市広聴主任者設置規則」)。広聴主任者は、所属職員を指揮して広聴事務にあたり、市民の市政に対する理解と信頼の確保に努める任務がある。



2 市民の声

(1) 広報広聴課受付分

①陳情・要望等文書

文書で岡山市に提出された陳情・要望等を集計。

ア 受付件数

<受付件数>

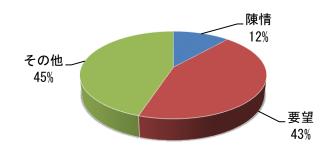
区分年度	26年度	2 7 年度	28年度	29年度	30年度
受付件数	1 1 9	164	7 8	6 6	6 9
施策別件数	3 9 1	5 2 6	4 1 6	3 6 1	5 3 2

※「施策別件数」: 受理した文書が複数の課にわたる場合、関係する課の数を件数としてカウント

イ 平成30年度受付区分別集計

<受付種類別>

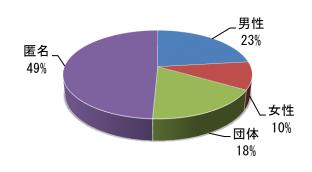
陳情	8
要望	3 0
その他	3 1
計	6 9



※「陳情」: 市長若しくは副市長に団体等が直接要望書を手渡したもの

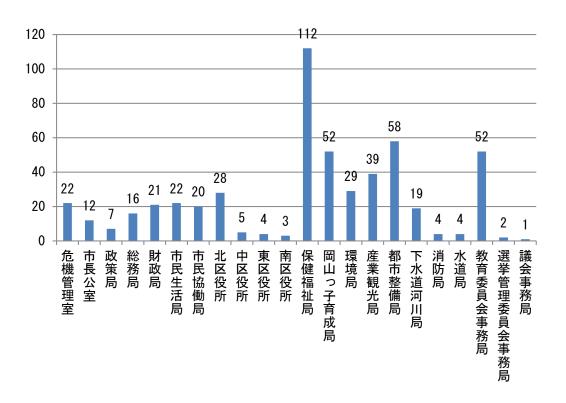
<申出人別>

男性	1 6
女性	7
団体	1 2
匿名	3 4
計	6 9



ウ 平成30年度局室区別集計

50	施策別		内容		申出人				
局室区区分	件数	陳情	要望	その他	男	女	団体	匿名	
危機管理室	2 2	6	1 5	1	1	1	1 9	1	
市長公室	1 2	1	5	6	5	2	5		
政 策 局	7	5		2	2		5		
総 務 局	1 6	1 0	4	2			1 4	2	
財 政 局	2 1	6	1 0	5	5		1 6		
市民生活局	2 2	1 3	6	3		1	1 9	2	
市民協働局	2 0	1 3	4	3	1	1	17	1	
北 区 役 所	2 8		17	1 1	7		19	2	
中 区 役 所	5		5				5		
東区役所	4		4				4		
南 区 役 所	3		3				3		
保健福祉局	112	2 8	7 5	9	3	2	103	4	
岡山っ子育成局	5 2	2 4	2 7	1		1	5 1		
環 境 局	2 9	1 4	1 3	2			2 6	3	
産 業 観 光 局	3 9	2 3	11	5	3		3 4	2	
都 市 整 備 局	5 8	2 1	2 4	1 3	4	1	4 4	9	
下水道河川局	1 9	5	1 3	1			18	1	
会計管理室	0								
消 防 局	4	4					4		
水 道 局	4	2	2				3	1	
市場事業部	0								
教育委員会事務局	5 2	2 5	2 5	2			5 1	1	
選挙管理委員会事務局	2	1	1				2		
人事委員会事務局	0								
監 査 事 務 局	0								
農業委員会事務局	0								
議会事務局	1		1		1				
計	5 3 2	2 0 1	265	6 6	3 2	9	462	2 9	



エ 平成30年度局室区別 陳情・要望等の主な内容

局 室 区	施策別件数	主 な 内 容
危機管理室	2 2	・防災対策 ・要配慮者の避難 ・避難所
市長公室	1 2	・市政への意見 ・広報紙
政 策 局	7	・市の未来像
総 務 局	1 6	・マイナンバーカード ・本庁舎建て替え
財 政 局	2 1	・業者登録制度 ・徴収手続き
市民生活局	2 2	・おかやまマラソン・キャッチ行為の禁止・公園・スポーツ施設
市民協働局	2 0	・町内会 ・市民協働事業
北 区 役 所	2 8	• 道路整備
中 区 役 所	5	・災害対応
東区役所	4	・災害対応
南 区 役 所	3	・災害対応
保健福祉局	112	・おかやまケンコー大作戦・子ども医療費助成制度・無料低額診療事業・介護・福祉制度・特定健診・がん検診等
岡山っ子育成局	5 2	・待機児童対策 ・保育士の確保 ・放課後児童クラブ ・障害児支援
環 境 局	2 9	・災害ごみ対策 ・街の美化

局 室 区	施策別件数	主 な 内 容
産業観光局	3 9	・地場企業への支援 ・トライアル雇用助成金制度 ・農地の復旧
都市整備局	5 8	・公共交通機関の維持・拡充 ・県庁通り一車線化 ・住宅リフォーム助成制度 ・公園・スポーツ施設
下水道河川局	1 9	・防災・減災対策 ・下水道老朽化対策
消 防 局	4	・消防及び救急体制の充実
水 道 局	4	・水道検針
教育委員会事務局	5 2	・学校の環境整備(エアコン設置、トイレ洋式化) ・健康づくり ・支援学級の充実
選挙管理委員会事務局	2	・候補者名簿
議会事務局	1	- 広報紙
計	5 3 2	

② 電話・Eメール等

岡山市へ電話・Eメール等で提出された意見・要望等(文書で提出された ものを除く)を集計。

ア 平成30年度受付件数

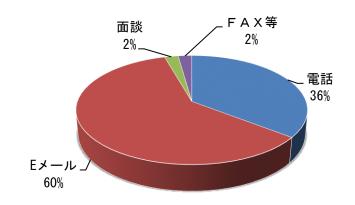
受付件数	7 2 4
施策別件数	902

※「施策別件数」: 受理した文書が複数の課にわたる場合、関係する課の数を件数としてカウント

イ 平成30年受付区分別集計

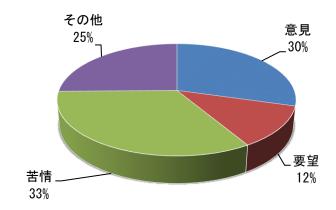
<受付方法別>

257
4 3 5
1 6
1 6
7 2 4



<受付種類別>

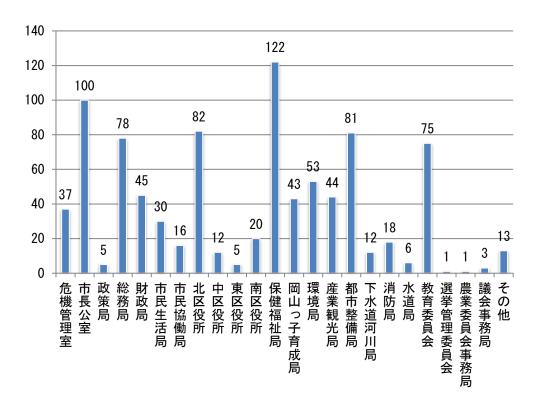
意		見	2 1 3
要		望	8 7
苦		情	2 4 1
そ	の	他	183
	計		7 2 4



ウ 平成30年度局室区別集計

局		室		区	施策別件数	局		室		区	施策別件数
危	機	管	理	室	3 7	産	業	観	光	局	4 4
市	長		公	室	100	都	市	整	備	局	8 1
政		策		局	5	下	水	道河	Ш	局	1 2
総		務		局	7 8	会	計	管	理	室	0
財		政		局	4 5	消		防		局	18
市	民	生	活	局	3 0	水		道		局	6
市	民	協	働	局	1 6	市	場	事	業	部	0
北	区		役	所	8 2	教	育 委	員 会	事 務	局	7 5
中	区		役	所	1 2	選	挙管理	里委員:	会事務	局	1
東	区		役	所	5	人	事 委	員 会	事 務	局	0
南	区		役	所	2 0	監	査	事	務	局	0
保	健	福	祉	局	1 2 2	農	業 委	員 会	事 務	局	1
岡	山っ	子	育 成	局	4 3	議	会	事	務	局	3
環		境		局	53	そ		の		他	1 3
								計			902

※「その他」は他市町村等に対する意見数



エ 意見・要望等の主な内容

局 室 区	施策別 件数	主 な 内 容
危機管理室	3 7	・災害対策 ・平成 30 年 7 月豪雨災害
市長公室	100	・広報紙 ・職員対応等
政策局	5	・市街地の活性化
総 務 局	7 8	・職員対応 ・本庁舎建て替え等
財 政 局	4 5	・職員対応 ・国保料等の納税方法
市民生活局	3 0	・交通安全、運転マナー ・キャッチの規制
市民協働局	1 6	・町内会 ・姉妹都市
北区役所	8 2	・道路等の補修 ・職員対応
中 区 役 所	1 2	・道路等の補修 ・職員対応
東区役所	5	・避難所 ・職員対応
南区役所	2 0	・道路等の補修 ・職員対応
保健福祉局	1 2 2	・職員対応・平成30年7月豪雨災害・生活保護
岡山っ子育成局	4 3	・保育園入園、待機児童 ・エアコンの設置 ・職員対応

局 室 区	施策別 件数	主 な 内 容
環境局	5 3	・家庭ごみ ・野焼き ・職員対応
産業観光局	4 4	・観光 PR ・岡山城 ・花火大会
都市整備局	8 1	・公共交通・市営住宅・ももちゃり・道路整備等
下水道河川局	1 2	• 下水道整備
消 防 局	1 8	• 職員対応
水道局	6	・水道工事 ・職員対応
教 育 委 員 会	7 5	・小中学校のエアコン設置・教育指導・図書館設置・利用等
市選挙管理委員会	1	・掲示板の設置
農業委員会事務局	1	• 認定農業者制度
議会事務局	3	・議会運営について
そ の 他	1 3	・河川の整備・交通マナー
計	902	

(2)担当課受付分(要望等文書)※区役所を除く

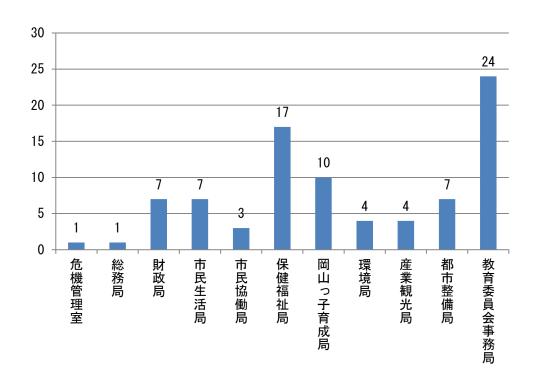
各担当課が直接受付したもののうち、文書で提出された市の施策に対する要望等を集計。

(区役所へ町内会長等から提出された道路等の修繕要望等の文書は「2(3)区 役所受付分」(16ページ)に別掲。)

①平成30年度受付件数 85件

②平成30年度局室別集計

局				室	受理件数	局					室	受理件数
危	機	管	理	室	1	岡	山	つ	子	育成	局	1 0
総		務		局	1	環			境		局	4
財		政		局	7	産	業	ŧ	観	光	局	4
市	民	生	活	局	7	都	市	<u> </u>	整	備	局	7
市	民	協	働	局	3	教	育	委	員 会	: 事 務	局	2 4
保	健	福	祉	局	1 7				計			8 5



③要望等の主な内容

局 室	件数	主 な 内 容
危機管理室	1	・福田学区における災害対応
総 務 局	1	・市行政における文書取り扱い
財 政 局	7	・入札契約制度改正・市況を配慮した許容価格の設定
市民生活局	7	・支所の存続を求める要望 ・火葬場建設の現状に関する説明会の開催要望 ・斎場整備に関連した地元町内会の各種要望 ・御津スポーツパークプールの天井の修繕要望
市民協働局	3	・七区学区コミュニティハウス建設・平島コミュニティハウスの建て替え・平成30年7月豪雨災害に関する多言語情報の提供を求める要望
保健福祉局	17	・避難場所にAED設置 ・国民健康保険料の引き下げ ・平成30年7月豪雨災害に関する要望等 ・子ども医療費助成制度の拡大 ・心身障害者医療費助成制度の拡大 ・都老人憩の家の建替え要望 ・東山公民館・友楽園の冷房 ・介護保険サービス事業者の対応 ・人工内耳体外装置買い換え等に対する助成制度 ・盲ろう者支援事業 ・岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する 条例の要望 ・森永ひ素ミルク中毒被害者の保健・福祉等に関する る行政協力 ・野犬対策に関する要望 ・放置猫対策に関する要望
岡山っ子育成局	10	・私立保育園・私立幼稚園の保育事業への財政支援 強化等 ・施設整備に関する要望等

局 室	件数	主 な 内 容
環 境 局	4	・ごみステーション設置に関する要望・高田地区連合町内会要望事項・ごみ処理施設の年末開場・岡山市立市民屋内温水プール建て替えに関する要望
産業観光局	4	・(り災事業者アンケートより) 岡山市への要望 ・上之町商店街の常夜灯の点灯時間延長要望 ・池田動物園の公営化 ・新規就農(酪農・肉牛)についての相談
都 市 整 備 局	7	・国道 2 号下り線進入側及び箕島斜路橋交差点の 拡幅整備・県道箕島高松線下庄跨線橋の拡幅・通学路の安全対策及び橋梁新設・管理不全な空き家
教育委員会事務局	2 4	 ・市立小中学校の設備についての要望 ・教科用図書採択に関する要望 ・学校生活、食育についての申入れ ・夜間中学校(中学校夜間学級)に関する要望 ・合同歯科検診に関する提案 ・山南中学校区に義務教育学校の設置を検討することへの協力依頼 ・公民館の設備・運営についての要望 ・図書館の設備・運営についての要望
計	8 5	

(3)区役所受付分(文書要望)

平成30年度中に区役所が文書により受理した業務に関する要望を集計。 ※要望書の要望件数ごとにカウント(原則1文書の中に複数の要望があれば、 複数カウント)

〇北区役所

課	名		受 付	件数
総務・	地域振興	具課		1
農林水	く産 振 卿	具 課	1	1 0
地 域	整備	課	2	2 1
土木	農林分	室	4	5 3
御	支	所	2	3 2
建音	3 支	所	1	2 7
合		計	1, 1	4 4

〇中区役所

	課		名		受付件数
総	答 •	地域	振頻	課	1
農	林水	(産	振 興	課	105
地	域	整	備	課	200
合				計	306

〇東区役所

	課	名		受付件数
総剤	多・ 爿	也域振興	具課	1
農	林水	産 振 卿	!課	1 3 5
地	域	整 備	課	2 1 1
瀬	戸	支	所	116
合			計	463

〇南区役所

	課	名		受付件数
総系	多・ 爿	也域振興	具課	1
農	林水	産 振 興	課	101
地	域	整備	課	250
灘	崎	支	所	1 4 1
合			計	493

3 市長と大盛トーク

(1)目的・方法

市長が市民と直接意見交換を行うことにより、市民の方々に市政をより 身近に感じていただくとともに、市政に関する様々な「市民の声」を聴い て、市政運営の参考とするため、平成25年度から以下の方法①②で実 施。

- ①「地域振興」をテーマに、2中学校区単位で、地域ごとに開催。 参加者:地域の公職にある方及び公募の方 ※主に平成25年度~平成28年度で実施
- ②市の重点施策等からテーマを決め、若い世代、女性や様々な業種・分野の方々等の参加を得て開催。

平成29年度からは、主に市政の重点課題・施策について、分野や業種、テーマを選定し開催。

(2) 開催実績

	2 7 年度	28年度	29年度	30年度
開催回数	7 回	5回	2 🛽	3 🗓
参加延人数	103名	6 4 名	2 1 名	2 4 名

(3) 平成30年度開催概要

開催年月日	平成30年7月4日
テーマ	保育環境の充実について~子どものより良い保育のために~
参 加 者	現役保育士の方々8名
開催場所	市役所本庁舎第3会議室
	・日々の保育
主な意見	・保育士の確保
	・保育の課題等

開催年月日	平成30年8月29日
	教育の振興について
テーマ	~社会全体で子どもを育む教育環境の充実~
参 加 者	市立小学校児童、中学生徒の保護者8名
開催場所	市役所本庁舎第3会議室
	・猛暑と学校のエアコン
主な意見	・先生の負担
土 な 忌 兄	・子どもたちをとりまくメディア環境
	・地域と子どもたちの関係

開催年月日	平成30年11月28日
=	教育の振興について
7 - 4	~学力向上、問題行動等の防止及び解決等~
参 加 者	市立小学校・中学校の教員8名
開催場所	市役所本庁舎第3会議室
主な意見	・児童生徒の学力向上
土な忌兄	・教員の負担軽減

4 パブリックコメント

(1) 実施件数

	28年度	29年度	30年度
実施件数	2 3	1 9	1 5

(2) 平成30年度実施状況

件名	意見提出者数	意見件数	原案の修正	担 当 課
岡山市旅館業法施行条例の一部を改 正する条例案に係るパブリックコメ ントの実施について	0	0	0	保健管理課
岡山市総合交通計画(素案)に対する パブリックコメントの実施について	1 3	4 4	0	交通政策課
岡山市環境影響評価条例施行規則(素 案)へのパブリックコメントについて	2	4	0	環境保全課
「岡山市男女共同参画社会の形成の 促進に関する条例(さんかく条例)」 の一部改正(案)へのパブリックコメ ントの募集について	4	6	0	女性が輝く まちづくり 推進課
「岡山芸術創造劇場(仮称)」管理運営実施計画(素案)へのパブリックコメントの募集について	19	116	2	文化振興課
岡山市ユニバーサルデザイン・共生 社会推進基本方針(案)に対するパブ リックコメントの実施について	2	8	0	障害福祉課
「岡山市都市計画マスタープラン(改定原案)」へのパブリックコメント実施について	4 0	9 3	2	都市計画課

件名	意見提出者数	意見件数	原案の修正	担 当 課
岡山市多文化共生社会推進プランの 改訂案へのパブリックコメント募集 について	1 1	2 8	4	国際課
岡山市立公民館基本方針(案)へのパ ブリックコメント実施について	6 0	128	2 0	生涯学習課
「岡山市立図書館整備実施計画の見 直しについて(案)」へのパブリック コメント募集について	1 2 9	201	0	中央図書館
岡山市浸水対策基本計画(改訂案)に 対するパブリックコメントの実施に ついて	6	2 3	1	下水道河川計画課
岡山市液化石油ガスの保安の確保及 び取引の適正化に関する法律審査基 準(案)へのパブリックコメント募集	0	0	0	予防課
2019 年度岡山市食品衛生監視指導計画案に係るパブリックコメントの実施について	0	0	0	保健管理課
岡山市火災予防規則の一部改正(案) へのパブリックコメント募集につい て	0	0	0	予防課
岡山市本庁舎整備等基本構想 (素 案) に対するパブリックコメントの 実施について	8	1 7	0	庁舎管理課
合 計 (令和2年1月時点)	294	668	2 9	

5 区民相談

各区役所総務・地域振興課で区民相談を実施。

(1) 相談件数

内容 年度	2 6 年度	27年度	28年度	29年度	30年度
相続	119	1 4 3	157	1 4 3	110
離婚	4 2	4 5	3 8	3 6	3 0
借地・借家	4 7	7 3	4 7	4 1	3 3
不 動 産	8 4	4 8	4 9	5 0	5 2
相隣関係	2 4 2	258	187	114	1 3 4
金銭貸借	5 1	3 8	2 4	2 9	1 7
家庭生活	388	300	223	225	176
その他	7 0 4	8 2 4	585	753	1,008
案 内	292	3 7 6	270	96	7 1
合 計	1,969	2,105	1,580	1,487	1,631

[※]内容の区分のうち、案内とは、相談内容により、岡山市の関係課を紹介したもの、または、岡山市以外の他の相談機関を案内したもの。

(2) 平成30年度区役所別相談件数

内容区	北区	中区	東区	南区
相続	4 9	9	4 1	1 1
離 婚	2 2	1	5	2
借地・借家	2 3	4	1	5
不 動 産	3 3	7	6	6
相隣関係	6 5	2 0	18	3 1
金銭貸借	1 1	0	3	3
家庭生活	9 3	2 4	3 3	2 6
その他	279	280	368	8 1
案 内	4 9	9	3	1 0
合 討	6 2 4	3 5 4	478	175

6 法律相談

概 要:弁護士による無料法律相談

予約制で相談時間は1人30分

対 象 者:岡山市在住の方

実施日時:毎週水・木曜日午後1時から4時まで

※年末年始・祝祭日にあたる場合は日程が変更になります。

実施場所:さんかく岡山(岡山市男女共同参画社会推進センター)

岡山市北区表町三丁目14番1号(アークスクエア表町ビル2階)

予約方法:毎週ごとに水曜日午前9時から当日・翌日分を先着順に電話で予約受

付(1日当たり 12枠)

電話番号 086-803-1000

※多くの市民の方が利用できるよう、同一人からの相談は、相談内容

の異同に関わらず2年に1回

〇年度別法律相談件数の推移、及び、相談内容件数上位5位

順位 年度	26年度	2 7 年度	28年度	29年度	30年度
第1位	離婚問題 211	離婚問題 232	相 続 201	相 続 213	相 続 215
第2位	相 続 201	相 続 210	離婚問題 187	離婚問題 196	離婚問題 173
第3位	家庭生活 118	家庭生活 106	家庭生活 115	金銭賃借 146	金銭貸借 127
第4位	金銭賃借 112	金銭賃借 74	金銭賃借 95	不動産 84	借地·借家 79
第5位	不動産 79	不動産 69	不動産 86	家庭生活 81	不動産 75
その他	359	387	353	274	3 1 8
合計	1, 080	1, 078	1,037	994	987

参考資料

○岡山市広聴主任者設置規則

昭和63年11月19日 市規則第93号 改正 平成4年10月28日市規則第63号 平成8年3月29日市規則第47号 平成10年4月1日市規則第62号 平成11年6月4日市規則第133号 平成13年5月31日市規則第155号 平成18年6月8日市規則第169号 平成21年3月27日市規則第87号 平成27年3月24日市規則第63号 平成28年8月23日市規則第195号

岡山市公聴主任者設置規則(昭和43年市規則第46号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 市民の要望, 意見, 苦情, 相談等(以下「要望等」という。)に速やかに対応し, 市民サービスの向上を図るとともに, 市民のニーズを把握して本市の施策及び本市における業務改善に反映させるため, 広聴主任者を置く。

(広聴主任者)

- 第2条 広聴主任者は、課(これに相当する組織を含む。以下同じ。)の長をもつて充てる。 (任務)
- 第3条 広聴主任者は、要望等に速やかに対応するため、所属職員を指揮して広聴任務に当たり、市民の市政に対する理解及び信頼の確保に努めなければならない。
- 2 広聴主任者は、広報広聴課から送付を受けた要望等について、対応処理し、その結果 を広報広聴課長宛てに速やかに報告しなければならない。
- 3 広聴主任者は、広報広聴課から要請のあつた場合には直接又は課員を指名して要望等 に対応するものとし、必要がある場合には現場視察に同行し、又は課員を指名し同行さ せなければならない。
- 4 局主管課及び市長事務部局以外の庶務担当課の広聴主任者は、広報広聴課から要請の

あつた場合には局室内の広聴主任者の連絡調整を行わなければならない。 (処理の方法)

- 第4条 広聴主任者は、次に掲げるところにより要望等を処理するものとする。
 - (1) 文書による要望等については、原則として文書により回答すること。
 - (2) 文書によらない要望等については、口頭その他適当と認められる方法により回答すること。
- 2 広聴主任者は、次に掲げる場合は、要望等への回答を行わないことができる。
 - (1) 要望等の申出を行つた者(以下「申出人」という。)が回答を求めていないと認められる場合
 - (2) 申出人の連絡先が不明である場合
 - (3) 要望等の内容の趣旨が不明で回答できないものである場合
 - (4) 同じ申出人から同趣旨の要望等が複数回行われ、以後回答しない旨を伝えたにもかかわらず、同趣旨の要望等が行われた場合
 - (5) 要望等の申出が明らかに市の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められる場合
 - (6) 申出人が他の者と共同で要望等の申出を行つたと認められる場合において,当該他 の者に要望等への回答をしたとき。

(会議)

第5条 広報広聴課長は、必要があると認める場合には広聴主任者会議を招集することができる。この場合において、広聴主任者会議は、議事に関係ある者のみをもつて開くことができる。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成4年市規則第63号)

- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成8年市規則第47号)抄
- この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年市規則第62号)

- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成11年市規則第133号)
- この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成13年市規則第155号)

- この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成18年市規則第169号)
- この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成21年市規則第87号)
- この規則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成27年市規則第63号)
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成28年市規則第195号)
- この規則は, 交付の日から施行する。

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続の実施に関し、必要な事項を定めることにより、広く市民等の市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等を立案する過程において,当該政策等の趣旨,内容等を公表し,これらについて提出された市民等の意見及び情報(以下「意見等」という。)を考慮して,当該立案に係る意思決定を行うとともに,意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
 - (2) 実施機関 市長又はその補助機関であって法令等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
 - (3) 市民等 本市の区域内に住所を有する者のほか、パブリックコメント手続の対象となる事案について、意見を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体をいう。
 - (4) 法令等 法律,法律に基づく命令(告示を含む。),岡山県の条例,岡山県の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。),市の条例及び市の規則をいう。

(対象)

- 第3条 実施機関は、次に掲げる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の立案に係る意思決定を行うに当たっては、次条から第7条までに規定するところにより、パブリックコメント手続を実施するものとする。
 - (1) 市行政の基本的な方針若しくは計画又は個別行政分野における基本的な方針若しくは計画
 - (2) 次に掲げる条例又は法律若しくは次に掲げる条例に基づく規則 ア 市の基本的な制度を定めることを内容とするもの

- イ 市民に義務を課し、又はその権利を制限するもの(市税の賦課徴収並びに分担金、 使用料及び手数料その他の金銭の徴収に関するものを除く。)
- (3) 法令等に基づく申請(行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものに限る。 以下同じ。)により求められた許認可等(行政庁の許可,認可,免許その他の自己に対 し何らかの利益を付与する処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をい う。以下同じ。)をいう。以下同じ。)をするかどうかをその法令等の定めに従って判 断するために必要とされる基準
- (4) 不利益処分(行政庁が法令等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。)をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準
 - ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲, 時期等を明らかにする ために法令等において必要とされている手続としての処分
 - イ 許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人として される処分
 - ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
 - エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの
- (5) 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導(実施機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導,勧告,助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。)をしようとする場合において,これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。
 - (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものであるとき。
 - (2) 実質的に裁量の余地がないと認められるとき。
 - (3) 法律又は法律に基づく命令の規定により、附属機関の議を経て定めることとされている政策等を定めようとするとき。
 - (4) 法令等により公聴会その他の意見聴取手続が定められているとき。
 - (5) 附属機関において、パブリックコメント手続に類する手続を経て策定した報告、答

申等に基づき政策等の立案に係る意思決定を行うとき。

- (6) 他の実施機関において、パブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的 に同一の政策等を定めようとするとき。
- (7) 前項第3号から第5号までに掲げる政策等のうち、法令等の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のものを定めようとするとき。

(政策等の案の公表等)

- 第4条 実施機関は、政策等の立案に係る意思決定を行おうとするときは、あらかじめ、 当該政策等の案を公表するものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料 を公表するよう努めるものとする。
 - (1) 当該政策等の案を作成した趣旨,目的及び背景
 - (2) 当該政策等の案の概要
 - (3) その他実施機関において市民等が当該政策等の案を理解するために必要と認める事項

(公表の方法)

- 第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料(以下「案及び資料」という。)を、行政資料室及び各区役所(北区役所を除く。)に 備え付け、かつ、市ホームページに掲載することにより行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定によるほか、必要に応じて、広報紙への掲載その他の方法により、市民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見等の提出)

- 第6条 実施機関は、政策等の案及び資料を公表するときに意見等の提出期限及び提出方法を明示するものとする。
- 2 実施機関は、前項に規定する提出期限を定めるに当たっては、市民等が政策等の案及 び資料についての意見等を提出するために必要な時間等を勘案し、公表の日から起算し て30日間程度の期間を確保するよう努めるものとする。
- 3 第1項に規定する提出方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への持参
 - (2) 郵便
 - (3) 電子メール

- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が適当と認める方法
- 4 実施機関は、意見等を提出しようとするものの氏名又は名称及び住所の記載を求めるものとする。

(意見等の考慮及び公表)

- 第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の立案に係る意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の立案に係る意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第5条各号に規定する非開示情報に該当するものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。
 - (1) 提出された意見等(提出がなかった場合はその旨)又はそれらを要約・整理したもの
 - (2) 提出された意見等に対する市の考え方
 - (3) 政策等の案を修正したときにあっては当該修正の内容
- 3 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある政策等で、パブリックコメント手続に類 する手続を経たものについては、この告示の規定は、適用しない。

市民の声(平成30年度広聴年報)

令和2年1月 発 行 岡山市市長公室広報広聴課 〒700-8544

岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 電 話 (086) 803-1025 FAX (086) 803-1731 e-mail shisei@city.okayama. lg. jp